

表1 審査業務における行動

(1)	<p>機構が定める特定住宅融資保険付保基準の確認を行うこと。</p>
(2)	<p>次のような場合には付保申請を行わないこと。</p> <p>ア 申込人（連帯保証人を含む。以下同じ。）が借入金を特定住宅融資保険付保基準の1に定める貸付けの目的以外に使用することのないように取得価額の妥当性の確認を行い、その結果、住宅取得価額の妥当性に合理的な疑いがある場合</p> <p>イ 申込人が特定住宅融資保険約款第5条第2項第1号へに定める返済困難とならないように返済能力及び信用確認を行い、その結果、返済の確実性に合理的な疑いがある場合</p> <p>ウ 申込人が特定住宅融資保険約款第2条第2項に定める反社会的勢力に該当するか否かの確認を行い、その結果、申込人が反社会的勢力に該当する場合</p>
(3)	<p>借入金を住宅取得目的以外に使用する等の住宅ローン詐取を未然に防止するため、工事請負契約書等の原本確認、住宅取得価額の妥当性の確認その他の必要な審査を行うこと。</p>